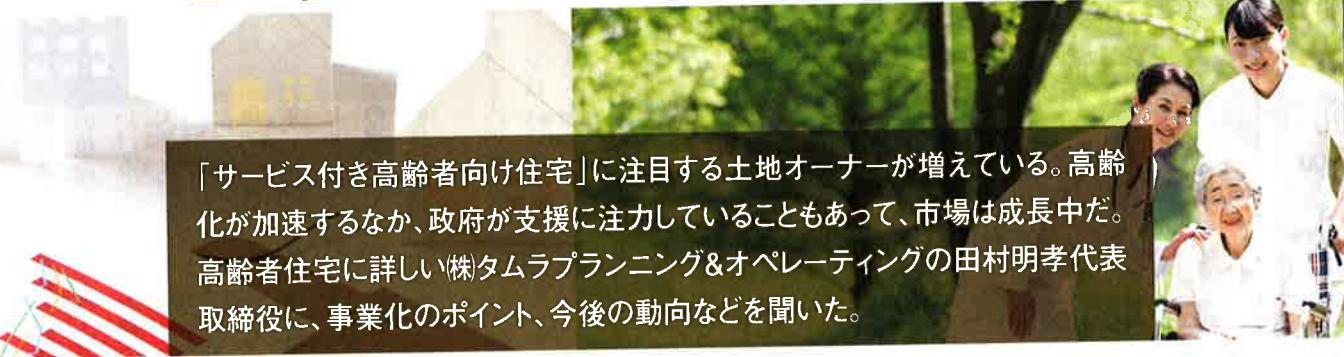


サービス付き高齢者向け住宅特集

高まるニーズに応える! 土地活用の もう一つの選択肢

「サービス付き高齢者向け住宅」に注目する土地オーナーが増えている。高齢化が加速するなか、政府が支援に注力していることもあって、市場は成長中だ。高齢者住宅に詳しい株式会社タムラプランニング&オペレーティングの田村明孝代表取締役に、事業化のポイント、今後の動向などを聞いた。



**サ高住の可能性は大きく、参入する事業者も多い。
これから着目すべきなのは「独自性」**

ピーコクは二〇二五年以降 課題となる高齢者の介護

二〇二一年一〇月の「高齢者住宅法」の改正を機に登録がスタートした「サービス付き高齢者向け住宅」(サ高住)。その名のとおり、高齢者が単身、

あるいは夫婦で安心して暮らしていくためのサポートを充実させた「住宅」のことである。厚生労働省が所管する公的な「特別養護老人ホーム」(特養)などの「施設」とは、役割や目的などの面で一線を画している。

とはいえて「特養の人所待ちが五二万

供給促進のための補助も拡充!

サ高住の追加供給を図るために、国は「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における補助の拡充と、手続きの合理化を実施中。期間は3月25日まで。

	補助限度額	補助条件
夫婦型サ高住	100万円／戸 ↓ 135万円／戸	以下の全てを満たすもの ●住戸部分の床面積が30m ² 以上であること ●住戸部分に基本設備*が全て設置されていること ※便所、洗面、浴室、台所、収納
既存ストック型 サ高住	100万円／戸 ↓ 150万円／戸	以下のいずれかを満たすもの ●既存ストックを活用し、サ高住を整備する際に、建築基準法・消防法・バリアフリー法等の法令に適合させるための工事*が新たに必要となること ●階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置すること ※スプリンクラー設備の設置工事、自動火災報知設備の設置工事、防火性・遮音性が確保された戸建への改修工事、等
上記以外の サ高住	100万円／戸 ↓ 120万円／戸	上記以外のもの
拠点型サ高住	1000万円／施設 ↓ 1200万円／施設	小規模多機能型居宅介護事業所等*を併設するもの ※小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所保養介護事業所

*「拠点型サ高住」以外のサ高住の併設施設(デイサービス、訪問介護事業所等)の

補助限度額は、引き続き1000万円／施設

*補助率(*1)・補助対象工事(*2)・補助要件(*3)は、現行どおり

*1 新築1/10、改修1/3

*2 改修については「住宅の共用部分に係る工事」「加齢対応構造等に伴う工事」及び「建築基準法・消防法・バリアフリー法等の法令に適合させるための工事」

*3 サ高住として10年間登録すること 等



田村明孝
(たむら・あきたか)

株式会社タムラプランニング&
オペレーティング
代表取締役

1987年設立。高齢者住宅の開設コンサルティングを手がける。全国の高齢者住宅と介護保険居住サービスのデータベースを作成し、事業者・シンクタンク・金融機関などに提供。入居希望者への相談センターも運営する。

「選ばれる」ために必要なポイントとは?

- | | |
|--------------------|---|
| 1 「サービスの質」が担保されている | → 自立から要支援、要介護へと介護度が進んでも対応できるだけの介護・看護サービスが整備されていること。 |
| 2 「特化」した強みがある | → 居住性や介護看護サービス、食事サービス、さらに医療連携など、他と差別化できるセーリングポイントがあること。 |
| 3 「開かれた場」をつくる | → 例えばレストランや介護施設などを開放し、外部との関わりを積極的に推進。地域ケアの拠点を目指していること。 |

援の方なら、今まで住んでいた自宅と同じような生活空間を確保したい。そう考えるからです」

一方で要介護度が高まると「あまり広くなくてもいいから介護サービスが充実したところで暮らしたい」とニーズが変化していくことも考慮しておくべきだろう。

「一般的なサ高住は、同じ建物内にデイサービスや訪問介護所を設けています。またケアマネジャーの事務所を置き、外部サービスの形態をとりながら入居者の利便性を高めていることが特徴です。食事サービスについても、ほぼ一〇〇%のサ高住が提供しているといつてもいいでしょう。そのため介護や食事といったサービスの質は、入居者がここに住みたいと感じるかどうかの大切な自安となります」

いずれにしても、「介護サービスが手薄だと人が集まりにくい」と田村氏

は指摘する。

地域と連携できる
開かれた場づくりを

「特化戦略」で差別化へ

自由度が高、サ高住

は特養やグループホーム、介護付き有料老人ホームなどと比較しても、競争が激化。新規参入に際しては、事前の事業プランの構築がますます重要な要素となるでしょう。

つまり居宅介護と同じシステムでありこの点が事業者にとっての自由度の高さにつながっている。

また、「三年前に始まった『リビング・オブ・ザ・イヤー』も参考になるかもしません」と田村氏。これはサ高住や有料老人ホーム、特養、グループホームなどのカテゴリーにかかわらず、優れた高齢者住宅を選定して表彰するもの。エントリーできる部門は「介護看護サービス」「医療・地域連携」「食事サービス」「コストパフォーマンス」「介護ロボット活用」「職員研修教育」「入居者の活動と参加」の七つがあり、「それ

サ高住は、各地域の実情に応じて、より柔軟な開設・運用が可能となる方向へと進んでいる。市町村の施策の内容や動向なども加味したとき、自身が保有する土地のボテンシャルがどの程度なのか、十分に把握しておきたいところだ。立地・市場調査をはじめ、どんなサービスをどの範囲まで展開していくのかなど、運営する側にはノウハウ・能力の「引き出し」が一層間われることになるだろう。

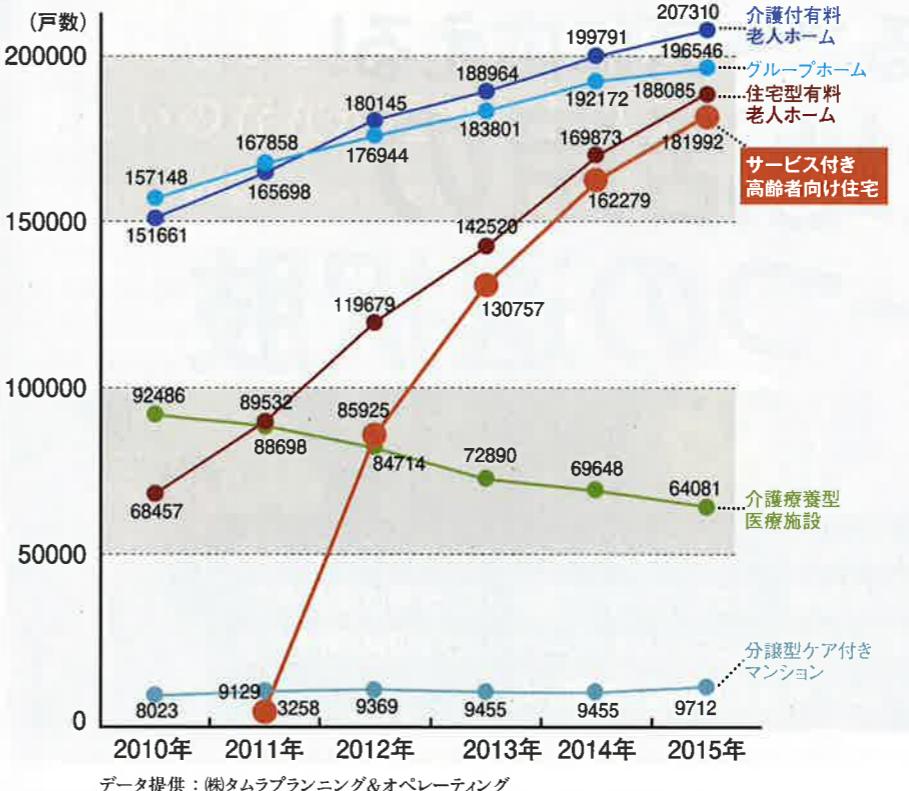
「これから事業者に求められるのは地域との連携です。高齢者向けの住宅や施設は、いまだ閉じられたイメージも根強い。そこから脱し、介護や食事などのサービスを積極的に地域に開放していく。ボランティアなどが集い地域のお年寄りをはじめとする住民、気軽に利用できるような交流の場へとてていく。こうした開放型モデルは支持されるサ高住の一つの指向性だと思います」

先頃、政府が新たに掲げた「介護職、ゼロ」という施策は、サ高住事業を強力に後押ししている。また地域社会への貢献という点でも、サ高住の役割は大きい。土地活用の新たな一手はニッポンが抱える課題を解決に導く、田村氏はいう。

急成長を続けるサ高住市場

2011年10月の登録開始から「サ高住」市場は拡大中。政府の積極的な支援策もあり、いまや高齢者住宅の中心的存在になっている。

して期待する声が高まっているのも事実だ。民間による新たな発想が盛り込まれ、質の高いハード・ソフトをそろえたサ高住が次々に登場。家賃設定の幅も広く、多くは介護事業所を併設していることもあって、ニーズはさらに拡大すると予測される。



す。その時期までに、高齢者向けの施設や住宅の供給を、どこまで増やし、整備していくか。これが今後の日本にとって大きな課題です。その危機感を踏まえて、政府もサ高住に対しても補助金や優遇措置などでテコ入れしている。近年、土地所有者が賃貸アパートや商業ビルなどと同じように、サ高住を一つの選択肢としてとらえるようになつたのは、市場の将来性や安定性

「見込んだでの判断ですね」
こう語るのは(株)タムラプランニング
&オペレーティングの田村明孝氏だ。
同氏は長年、高齢者住宅の開設や運営
募集のコンサルティングに従事。厚労省
や国交省による制度改編を含め、現
場の実情にも詳しい。こうした視点か
ら、「サ高住は、介護サービスをしつ
かりとセットすれば需要を取り込むこ
とができます」と分析する。

集まつてくるのは当然のこと。では土地オーナーは、どんな観点からサ高住という事業を考えていけばいいのか。まずは基本的な要件を確認しておこう。サ高住とは「床面積が原則二五平以上(ただし共用部に十分な機能と広さがある場合は一八平方メートルでも可)でバリアフリー構造」であること。そして必須のサービスとして「安否確認と生活相談」を提供していることが登録基準だ。

介護離